

第4期第2回
福岡市市民公益活動推進審議会
会議次第

日時：平成25年2月5日（火）10時～12時

場所：福岡市役所 15階 1504会議室

1 開会

2 委員紹介

3 審議等

市民公益活動の推進に係る施策の実施状況について

4 閉会

配 布 資 料

- ・市民公益活動の推進に係る施策基本方針実施状況報告（資料1）
- ・民間企業のCSR・社会貢献活動に関する実態調査 （資料2）
(結果概要)
- ・NPOと行政との共働マニュアル（案） （資料3）
- ・市民公益活動の推進に係る施策基本方針 （資料4）
- ・主要施策の実施に向けたロードマップ （資料5）
- ・福岡市市民公益活動推進審議会委員名簿 （資料6）
- ・福岡市市民公益活動推進条例 （資料7）
- ・福岡市市民公益活動推進審議会運営要綱 （資料8）
- ・福岡市市民公益活動推進審議会傍聴要綱 （資料9）

資料 1

市民公益活動の推進に係る施策
基本方針

実施状況報告

[平成24年度]

平成25年2月

福岡市

目 次

I	「市民公益活動の推進に係る施策基本方針」の概要	・・・ 1
1	これまでの経緯	・・・ 1
2	取り組みの概要	・・・ 1
II	取り組みの実施状況	・・・ 2
1	「誰もが居場所と出番のある福岡のまち」	・・・ 2
2	「共感と絆が広がり N P O が輝く福岡のまち」	・・・ 3
3	「市民・N P O・行政等が共に働く福岡のまち」	・・・ 7

I 「市民公益活動の推進に係る施策基本方針」の概要

1 これまでの経緯

- 平成23年9月30日に福岡市市民公益活動推進審議会から福岡市長に、市民の公益的な活動への参加やNPO活動を推進し、共働によるまちづくりを実現していくための方策についての答申をいただきました。
- 具体的には、「誰もが居場所と出番のある福岡のまち」、「共感と絆が広がりNPOが輝く福岡のまち」、「市民・NPO・行政等が共に働く福岡のまち」に向けた取り組みを基本とし、NPO・ボランティアなど市民公益活動が活発に行える環境の必要性とその方策の提案がなされております。
- 福岡市ではこの答申を基に平成24年3月に市民公益活動の推進に係る基本方針を策定し、以後本方針に基づき、市民があらゆる段階、場面で参加・活躍する仕組みづくりをはじめ、NPOと行政が共に働く福岡のまちづくりに向けた取り組みを具体化してまいります。
- また、本方針に基づき導入した新たな施策を効果的に実施していくため、平成24年度以降、市民公益活動推進審議会において毎年、進捗状況をフォローアップするとともに、数年後に取り組み全体の見直しを行っていくこととしています。

2 取り組みの概要

- (1) 「誰もが居場所と出番のある福岡のまち」に向けた取り組み
 - ・ライフサイクルを通じた公益力の育成
- (2) 「共感と絆が広がりNPOが輝く福岡のまち」に向けた取り組み
 - ・NPO活動支援基金の活性化
 - ・NPO法人の認証・認定の適切な実施
 - ・情報開示・発信基盤の整備を行い、NPOが信頼と支援を獲得しやすい環境づくり
 - ・NPO・ボランティア交流センターの機能の強化
- (3) 「市民・NPO・行政等が共に働く福岡のまち」に向けた取り組み
 - ・共働への理解の促進
 - ・新たな共働事業提案制度の実施

II 取り組みの実施状況

主な事業等	事業等の実績・今後の取り組みの方向性
1 「誰もが居場所と出番のある福岡のまち」に向けた取り組み	
(1) ライフサイクルを通じた公益力の育成	
①若者向けN P O体験活動	<p>(1) H24実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生を対象としてあすみんにおいて毎月1回ボランティア活動を学んでもらう体験講座を開催。（今年度中3回を予定） ・福岡教育大学附属小学校において、ボランティア講座、ボランティア体験実施。（延べ3回） ・中学生のインターンシップ事業（3名）を実施。 (9月13日～9月14日) ・通信制高校サポート校の生徒を対象にNPOによるボランティア講座を実施。（1回） ・商業高校生を対象にNPOによる防災講座を実施。（延べ3回） <p>(2) 今後の取り組みの方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生を対象としてあすみんにおいて毎月1回ボランティア活動を学んでもらう体験講座を開催。 ・あすみんが行っているボランティア講座カリキュラムや、ボランティア体験のコーディネートなどについて、教育委員会を通じ市立小・中学校の校長会等に情報提供を行っていく。
②福岡版プロボノ事業	<p>(1) H24実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡、佐賀、長崎、鹿児島県においてプロボノ先進事例を調査。 ・福岡県中小企業家同友会の協力により、市内企業1,070社に対し社会貢献に関するアンケートを実施し、企業におけるプロボノ事業への協力の可能性について調査を行った。（回答221社） (資料2) ※人材派遣を可能とした社76社 ・市内NPO団体（5団体程度を予定）にプロボノの必要性、参加の障害となる事項等について個別ヒアリングを実施。 <p>(2) 今後の取り組みの方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度は、先進事例における課題や効果の検証結果を基に市内企業の協力を得ながらパイロット的にプロボノ事業を実施する。
③ボランティア・インターンシップ事業	<p>(1) H24実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(株)アーバンデザインコンサルタントの指定管理事業として「ボランティア体験プログラム」実施。 (34プログラム、201名参加) (H24.12現在) ・募集対象に学生や企業の社員を追加。 ・指定管理業務（ボランティア入門講座、ボランティア団体人材育成事業等）と連携をとりながら実施。 ・市政だより平成25年2月号でPRを実施。 <p>(2) 今後の取り組みの方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ボランティア体験プログラム」PRブックレットを作成し、募集活動を強化する。 ・ボランティア体験入門講座との連携により、体験者がボランティア団体の活動に経常的に参加するよう定着を図る。

主な事業等	事業等の実績・今後の取り組みの方向性
2 共感と絆が広がりN P Oが輝く福岡のまち	
(1) N P O活動支援基金の活性化	<p>(1) H24実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ヤフー(株)の公金支払いシステム導入により、インターネットによるクレジットカードを利用した寄付受付を開始。(平成24年6月1日) <p>(2) 今後の取り組みの方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> クレジットカード寄附を所管する財政局と協力して制度のPRに努める。
N P O支援基金、助成事業に関する広報の強化	<p>(1) H24実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年10月、市内605N P O法人に対し、N P O活動支援基金の活用についてDMを発送し、活用をPR。 <p>(2) 今後の取り組みの方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 継続してDMを送付とともに、アンケート調査により把握した社会貢献に積極的な企業へ基金や助成事業についての情報提供を行っていく。
社会貢献意識の高い企業との連携強化	<p>(1) H24実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 福岡県中小企業家同友会の協力により、市内企業1,070社に対し社会貢献に関するアンケートを実施し、企業における社会貢献意識について調査を行った。(回答221社) ※社会貢献を行ったことがある社112社 (再掲) <p>(2) 今後の取り組みの方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> アンケート結果を基に、社会貢献意識の高い企業にN P O・ボランティア情報や、N P O支援施策の活用について情報提供を行っていく。
N P Oが利用しやすい補助制度の検討	<p>(1) H24実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> より多くのN P O法人を支援するとともに、法人の自立を促進するため、平成24年4月1日付けで補助金交付要綱を改正し、補助率、補助上限回数の設定を行った。 <p>(2) 今後の取り組みの方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後ともN P Oが利用しやすい制度となるよう、引き続き検討を行っていく。

主な事業等

事業等の実績・今後の取り組みの方向性

(2) NPO法人の認証・認定の適切な実施

改正NPO法に基づく認証・認定業務実施体制の整備及び円滑な施行	(1) H24実施状況																	
	①認証・認定の状況（平成24年12月）																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>県からの移管数 (H24. 3. 31)</th><th>解散等 法人数※</th><th>新規件数</th><th>現在法人数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認証</td><td>583</td><td>8</td><td>45</td><td>620</td></tr> <tr> <td>認定</td><td>8</td><td>2</td><td>1</td><td>7</td></tr> </tbody> </table>					県からの移管数 (H24. 3. 31)	解散等 法人数※	新規件数	現在法人数	認証	583	8	45	620	認定	8	2	1
	県からの移管数 (H24. 3. 31)	解散等 法人数※	新規件数	現在法人数														
認証	583	8	45	620														
認定	8	2	1	7														
<p>※【認証】総会決議による自主解散 6法人 所轄庁変更に伴う減 2法人</p>																		
<p>【認定】国税庁認定NPO法人が新制度認定へ切替え 1法人 総会決議による自主解散 1法人</p>																		
②相談件数（平成24年12月末）																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>窓口相談件数</th><th>電話相談件数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設立認証</td><td>920</td><td rowspan="4">835</td></tr> <tr> <td>認定・仮認定</td><td>35</td></tr> </tbody> </table>						窓口相談件数	電話相談件数	設立認証	920	835	認定・仮認定	35						
	窓口相談件数	電話相談件数																
設立認証	920	835																
認定・仮認定	35																	
③受付状況（平成24年12月末）																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>協議件数</th><th>申請件数</th><th>認証・認定件数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設立認証</td><td>一</td><td>59</td><td>45</td></tr> <tr> <td>認定・仮認定</td><td>10※</td><td>2※</td><td>1※</td></tr> </tbody> </table>						協議件数	申請件数	認証・認定件数	設立認証	一	59	45	認定・仮認定	10※	2※	1※		
	協議件数	申請件数	認証・認定件数															
設立認証	一	59	45															
認定・仮認定	10※	2※	1※															
<p>※協議件数について、認定 4件、仮認定 6件 申請件数について認定 1件、仮認定 1件</p>																		
④NPO法人へのサポート																		
<ul style="list-style-type: none"> ①設立説明会（毎月第2, 4火曜日） ②認定説明会（毎月第2, 4火曜日）※県との共催 ③税理士による相談（毎週2回） ④研修会・説明会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・認定に関する説明会（4月26日）※2回実施 ・会計に関する説明会（7月12日） ⑤認定セミナー（2月22日開催予定） 																		
(2) 今後の取り組みの方向性																		
<ul style="list-style-type: none"> ・所轄庁として申請の事前相談からアドバイスを行い、NPOの組織基盤強化に努める。また、セミナー等を開催し、継続的にNPOをサポートする。 																		

主な事業等	事業等の実績・今後の取り組みの方向性
条例による個別指定などの必要性や基準について検討	<p>(1) H24実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度第1回市民公益活動推進審議会において、審議。(継続審議) 県内所轄庁である福岡県、北九州市と情報交換のための定期会議を開催。 <p>(2) 今後の取り組みの方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内所轄庁である福岡県、北九州市と情報交換のための定期会議を開催。 他都市の状況を確認しながら、内容について継続的に検討していく。
(3) 情報開示・発信基盤の整備を行い、NPOが信頼と支援を獲得しやすい環境づくり	
NPO法改正に伴うホームページ、データベースの整備	<p>(1) H24実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 福岡県、北九州市、福岡市の3者で一つのサーバー内のデータベースを共同で運用するシステムを構築し、平成24年4月1日から認証NPO法人データベースとして運用を開始。 <p>(2) 今後の取り組みの方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 内閣府のデータベースが平成24年10月より運用開始となったため、本市データベースと合わせて管理を行う。更に、本市の他のNPO法人データベースと統合等について検討する。
公民館、市民センター等公共施設を活用した情報発信	<p>(1) H24実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 7区自治協議会会長会において福岡市NPO・ボランティア交流センターの活動についてPRを実施。 あすみんのメールマガジンを市内の全公民館に対し配信開始。 <p>(2) 今後の取り組みの方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 地下鉄駅などで配布されているミニコミ誌への情報提供など、あらゆる媒体へNPO・ボランティア情報を発信していく。 公民館職員研修会においてNPOやあすみんの情報提供とPRを行う。

主な事業等	事業等の実績・今後の取り組みの方向性
(4) N P O ・ボランティア交流センターの機能の強化	
地域や企業、大学等の機関とのコーディネーション事業	<p>(1) H24実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域とN P Oの連携相談会を実施。（延べ6回） ・センター外での活動として「市民と出会う出前フェア」を実施。（今年度中4回を予定） ・福岡県中小企業家同友会の協力により、市内企業1,070社に対し社会貢献に関するアンケートを実施し、企業における社会貢献意識について調査を行った。（回答221社） （再掲） <p>(2) 今後の取り組みの方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内大学と連携し、大学生向けのN P Oインターンシップ事業（N P Oかばんもち事業）を実施。 ・各区役所地域支援課等を通じ、地域に対し「あすみん」利用促進PRを行う。
小中高生の啓発事業、若者の公益活動への参加拡大	<p>(1) H24実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生を対象としてあすみんにおいて毎月1回ボランティア活動を学んでもらう体験講座を開催。（今年度中3回を予定） ・福岡教育大学附属小学校において、ボランティア講座、ボランティア体験実施。（延べ3回） ・中学生のインターンシップ事業（3名）を実施。（9月13日～9月14日） ・通信制高校サポート校の生徒を対象にN P Oによるボランティア講座を実施。（1回） ・商業高校生を対象にN P Oによる防災講座を実施。（延べ3回） （再掲） <p>(2) 今後の取り組みの方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生を対象としてあすみんにおいて毎月1回ボランティア活動を学んでもらう体験講座を開催。 ・あすみんが行っているボランティア講座カリキュラムや、ボランティア体験のコーディネーターなどについて、教育委員会を通じ市立小・中学校の校長会等に情報提供を行っていく。 （再掲）
第2期指定管理期間終了に伴う、あすみんの今後の在り方検討	<p>(1) H24実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度第1回市民公益活動推進審議会において、審議。 <p>(2) 今後の取り組みの方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年 4～6月 指定管理者募集方針決定 ・ 7～9月 指定管理者募集手続き ・ 9～10月 指定管理者選定手続き ・ 12月 指定管理者指定議案提出
N P O ・ボランティア交流センターの移転に伴う施設整備等の検討	<p>(1) H24実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年11月 あすみんが入居する予定の中央児童会館建て替え施設事業者の公募手続きを開始 <p>(2) 今後の取り組みの方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月の新施設での運営開始に向け、ソフト（事業）ハード（施設）両面において検討を行っていく。

主な事業等	事業等の実績・今後の取り組みの方向性
3 「市民・NPO・行政等が共に働く福岡のまち」に向けた取り組み	
(1) 共働への理解の促進	
共働推進の手引きの策定	<p>(1) H24実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 「NPOと行政との共働マニュアル」として掲載項目、素案検討（資料3） <p>(2) 今後の取り組みの方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年 2～3月 市ホームページで素案公表・意見募集 4月 確定版発行
職員研修の充実	<p>(1) H24実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年4月 新規採用職員研修において「コミュニティ・NPO等との共働」に関する研修を実施。（230人受講） ” 11月 「共働を理解する課長研修」を課長級職員及び希望する職員を対象に実施。（140人受講） <p>(2) 今後の取り組みの方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度も継続して実施予定。
(2) 新たな共働事業提案制度の実施	
課題の掘り起こしを行う仕組みの構築	<p>(1) H24実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年3月 市民・NPO・行政職員・企業等、年齢や立場を超えて集い対話する「共働カフェ」を実施。（60人参加） ” 4・5月 共働事業提案制度に応募を検討しているNPOを対象としたサポートセミナーを実施。（15人参加 あすみん主催） <p>(2) 今後の取り組みの方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度も継続して実施予定。
市単独で実施している既存事業の共働化への再構築	<p>(1) H24実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度からの「共働事業提案制度」において、市がすでに取り組んでいる事業を効果的に見直し、より発展させるための具体的な提案を募集。 【実績】 自転車利用者の交通ルールの遵守・マナー向上対策（市民局生活安全課実施）について提案を求め、3つのNPOから提案があり1事業採択。 <p>(2) 今後の取り組みの方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度も継続して実施予定。

主な事業等	事業等の実績・今後の取り組みの方向性																								
企業、大学、地域など最適な主体との共働を進める仕組みの構築	<p>(1) H24実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度からの「共働事業提案制度」の応募対象を、従来のNPO法人と任意のボランティア団体に加えて、公益社団法人・公益財団法人、公益的活動に取り組む一般社団法人・一般財団法人まで拡大し、これらの団体と、企業や大学、地域との合同提案も可能とした。 <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに応募対象とした法人からの提案→1件（一般社団法人） NPOと企業等との合同提案→なし <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度からの「共働事業提案制度」において、提案を2段階で募集（①アイデアレベルの概要版、②正式な提案）、概要版が出された後、正式な提案までに、共働の必要性や事業内容についてNPOと市職員が意見交換する時間を長期間取った。また合同提案を希望するNPOの情報を市ホームページで紹介し、最適なパートナーとの共働を支援した。 <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 提案概要版提出15団体→本提案提出11団体→提案採択4団体 合同提案を希望したNPO3団体→合同提案なし <p>●共働事業提案制度提案・採択の状況</p> <table border="1" data-bbox="484 1067 1437 1393"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>提案概要版提出</th><th>本提案提出</th><th>資格要件適合</th><th>第1次審査通過</th><th>採択事業数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自由提案</td><td>12事業</td><td>8事業</td><td>8事業</td><td>3事業</td><td>3事業</td></tr> <tr> <td>市既存事業への提案</td><td>3事業</td><td>3事業</td><td>3事業</td><td>2事業</td><td>1事業</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>15事業</td><td>11事業</td><td>11事業</td><td>5事業</td><td>4事業</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 今後の取り組みの方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度も継続して実施予定。 	区分	提案概要版提出	本提案提出	資格要件適合	第1次審査通過	採択事業数	自由提案	12事業	8事業	8事業	3事業	3事業	市既存事業への提案	3事業	3事業	3事業	2事業	1事業	合 計	15事業	11事業	11事業	5事業	4事業
区分	提案概要版提出	本提案提出	資格要件適合	第1次審査通過	採択事業数																				
自由提案	12事業	8事業	8事業	3事業	3事業																				
市既存事業への提案	3事業	3事業	3事業	2事業	1事業																				
合 計	15事業	11事業	11事業	5事業	4事業																				

平成24年度はこんな事業に取り組んでいます！

■ 1年目の事業
■ 2年目の事業
■ 3年目の事業

不登校児及びその保護者支援のためのネットワークづくり

不登校サポートネット
教育委員会生涯学習課

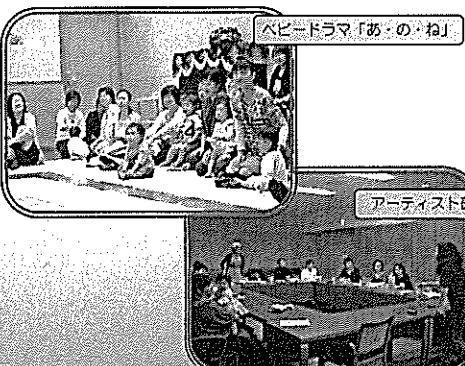
概要：不登校支援に関する問い合わせ窓口の開設と行政、NPO、専門機関等の横断的なネットワークを構築し不登校に悩む保護者への支援を進める事業。



はじめての芸術との出会い事業

(特活) 子ども文化コミュニティ
経済観光文化局文化振興課

概要：乳幼児親子を対象にした舞台芸術公演やワークショップを実施し、芸術に親しみ機会の提供や、地元アーティストの養成、乳幼児向け芸術体験プログラムの開発等を行う。



地域ねこ守り隊事業

(特活) 地元再生機構
保健福祉局生活衛生課

概要：いろいろな地域で問題となっている飼い主のいない猫を地域が動物関係団体等と連携しながら、一定のルールに従い地域で一代限り飼育する「地域猫制度」のモデル地区活動。



地域みんなで防災力向上事業

博多あん・あんリーダー会
市民局防災・危機管理課

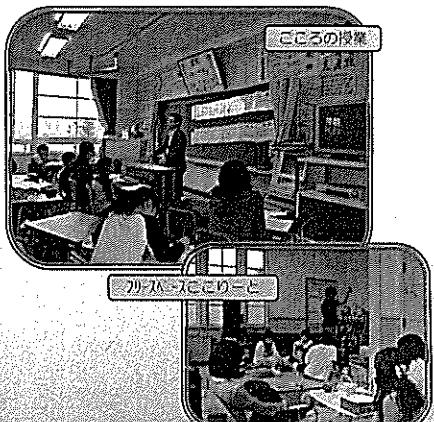
概要：地域のニーズに応じた防災講座の実施、ジュニア防災士の養成講座などにより地域の自生的な防災意識を高める事業。



学校生活の適応に困難を抱える児童生徒へのメンタルサポーター事業

(特活) 九州大学こころとそだちの相談室
教育委員会教育相談課

概要：集団適応上の困難を抱えた子ども達への居場所の提供や、学校現場へのメンタルサポーターの派遣、不登校を未然に防ぐための集団による心の授業等を行う。



活気ある公園づくり事業

(特活) 九州コミュニティ研究所
(特活) デザイン都市・プロジェクト
南区維持管理課

概要：活気ある公園づくりのために、利用状況の現地調査、公園利用のルールづくり、公園利用実験等を行う。



小さな循環いい暮らし事業

ベッタ会
港湾局計画調整課

概要：アイランドシティで、照葉小中学校や地域と連携し、循環型社会のための仕組み作りや、学習、農体験などを行う。



共働事業提案制度 平成24年度最終審査通過事業（事業目的・概要）

1. 市が提示した課題への提案 [課題：自転車利用者の交通ルール遵守・マナー向上対策]

事業名	自転車走行マナー改善と魅力ある街づくり提案事業
提案団体 市担当課	ツール・ド・フクオカ実行委員会/市民局生活安全課
事業目的 及び概要	<p>(目的) 自転車利用者にルールとマナーを守り安全に利用する知識・態度を身につけさせるとともに、広く市民に安全利用を訴える。また、関係者の連携を促進し、自転車走行マナー啓発事業の継続的・効果的な推進体制を確立する。</p> <p>(事業内容) 自転車プロ選手等を指導者とし、楽しめ、役に立つ、実践的な「自転車教室」を開催。ユーモアのある魅力的な自転車マナー冊子を作成、配布。自転車を安全に楽しく活用できる街づくりをテーマに、サイクリングフォーラムや研究会を開催し、WEB等を通じて情報発信する。</p> <p>(ポイント) 多様なネットワークを生かした効果的な自転車のルール・マナー啓発</p>

2. テーマやジャンルを問わない自由提案

事業名	高齢者の買い物支援とあんしん電話事業
提案団体 市担当課	一般社団法人視覚障害者自立支援協会/保健福祉局地域福祉課
事業目的 及び概要	<p>(目的) 単身などの高齢者が楽しく安心して暮らさせることを目的に、見守りサービスを付加した「買い物支援」と「あんしん電話」事業に取り組む。</p> <p>(概要) 「買い物支援」…高齢者に優しい電話発注により翌日自宅に食材や弁当を届ける宅配事業を行うなかで、希望者へは手渡しや電話での安否確認を無料で行う見守りサービスを行う。 「あんしん電話」…傾聴トレーニングを行った視覚障がい者による電話による有料の話し相手サービス。高齢者と障がい者がWinWinの関係を構築する。</p> <p>(ポイント) 高齢者の見守りと障がい者の雇用二つの課題を解決</p>

事業名	おうちで暮らそうプロジェクト －障がい児・者と介護者の在宅移行・在宅生活充実をめざして－
提案団体 市担当課	ニコちゃんの会/保健福祉局障がい者在宅支援課
事業目的 及び概要	<p>(目的) 障がい児・者が病院から在宅に戻り、安心して在宅生活を送ることを目的に、在宅移行の支援と医療型短期入所施設の拡大を目指す。</p> <p>(事業内容) 現在障がい児・者を対象としていない医療機関へのアンケートや試験運用による医療型短期入所施設の拡大や、家族、地域連携室等へのアンケートをもとに在宅移行に必要な支援やケアをまとめ、実践する。また、在宅生活に役立つ支援と相談内容のデータベースをまとめたパーソナルブックを作成する。</p> <p>(ポイント) 重度心身障がい児・者の在宅生活をメンタル面・制度面両方からサポート</p>

事業名	市民参加型・来街者向け福岡市内“夜”の観光資源の魅力強化事業
提案団体 市担当課	NPO法人イデア九州・アジア/経済観光文化局観光戦略課
事業目的 及び概要	<p>(目的) 福岡市への宿泊者の増加や地域経済への波及を目的に、来街者に対し、福岡市内の夜の観光資源の充実を図る。</p> <p>(事業内容) 市民参加型で福岡の夜の観光資源を発掘し、市民による夜の観光ガイドの育成や街歩きツアー等を実施する。</p> <p>(ポイント) 市民が積極的に関わる福岡の夜の魅力アップ事業</p>

資料 2

民間企業の C S R ・ 社会貢献活動に 関する実態調査

結果概要

平成 25 年 2 月

目 次

I 調査の概要

1. 調査の目的	· · · · 1
2. 調査項目	· · · · 1
3. 調査の性格	· · · · 1

II 調査結果

業種構成	· · · · 2
C S R 活動について	· · · · 2
社会貢献活動について	· · · · 4
N P O に対する支援活動について	· · · · 8

| 調査の概要

1. 調査の目的

近年、持続可能な社会の発展に向けて、あらゆる組織が自らの社会的責任を認識し、その責任を果たすべきであるとの考え方方が国際的に広まっている。

とりわけ企業は、所得や雇用の創出など、経済社会の発展になくてはならない存在であるとともに、市民公益活動の担い手（多様なステークホルダー）の一員として社会や環境に与える影響が大きく、「企業の社会的責任（CSR）」についての期待が高まっているところから、「良き企業市民としての社会貢献活動」に関する市内企業の取り組みや考えを調査し、今後の市の施策検討の参考とすることを目的として実施した。

2. 調査項目

- ・調査企業の業種構成
- ・CSR活動について
- ・社会貢献活動について
- ・NPOに対する支援活動について

3. 調査の性格

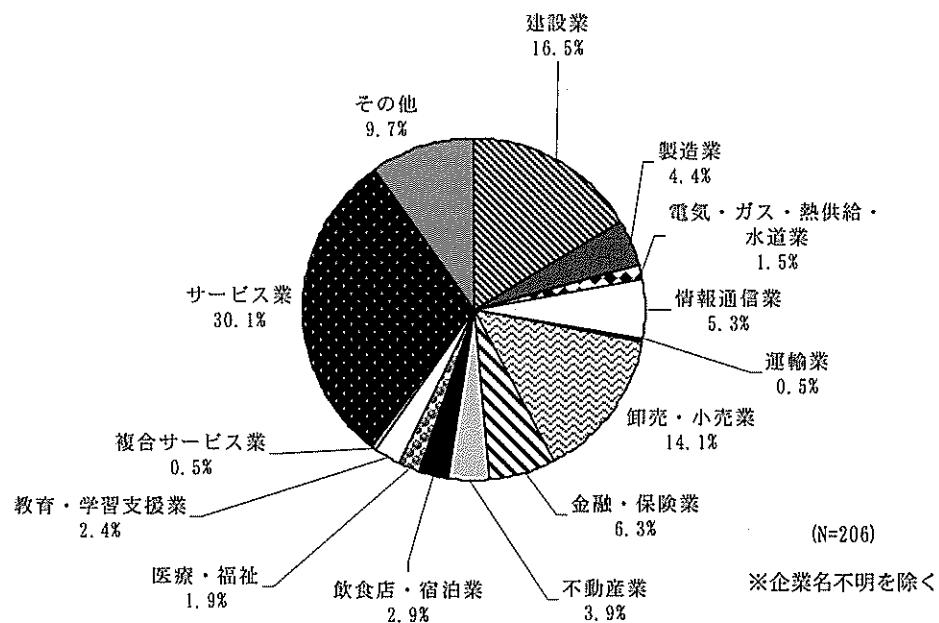
- (1) 調査地域 福岡市内
(2) 調査対象者 市内に事務所を有する中小企業等

※ 本調査は、福岡市NPO・ボランティア交流センター利用企業及び福岡県中小企業家同友会会員企業の協力のもと実施した。

- (3) 調査回収率 対象企業数 1,070 企業
回収数 221 企業 回収率 20.7%
- (4) 調査方法 郵送による配布。返信用封筒による回収。
- (5) 調査期間 平成24年10月4日～平成25年1月18日

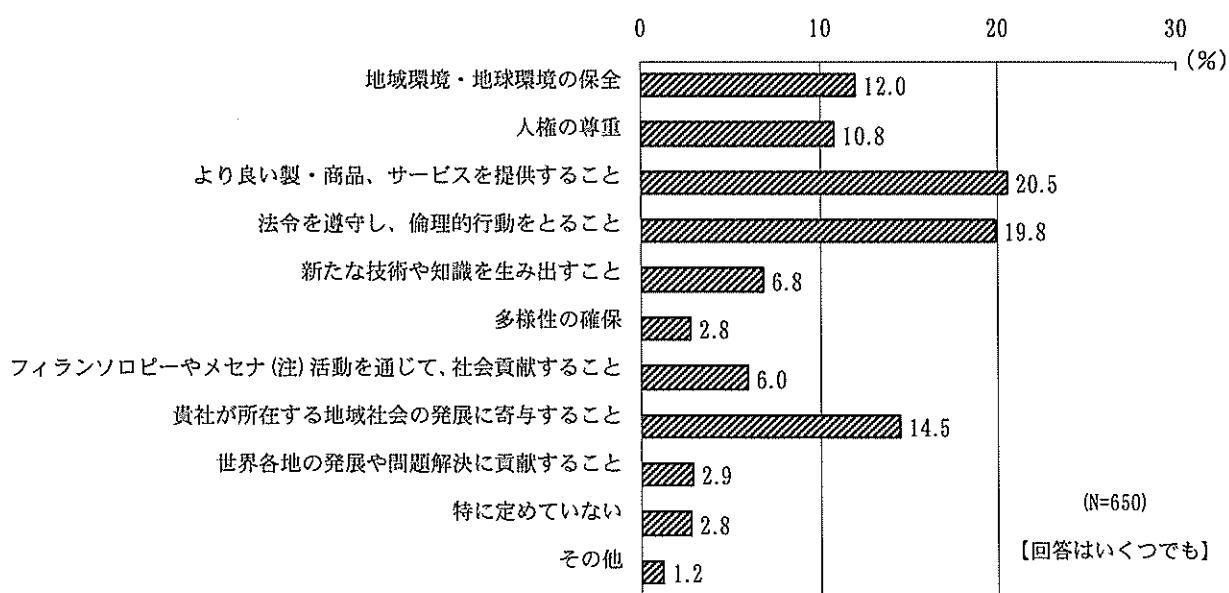
II 調査結果

業種構成



貴社のCSR活動について

問1. 近年、企業の社会的責任（CSR）への関心が高まってきています。貴社では、どのようなCSRの方針を定めていますか。（複数回答）

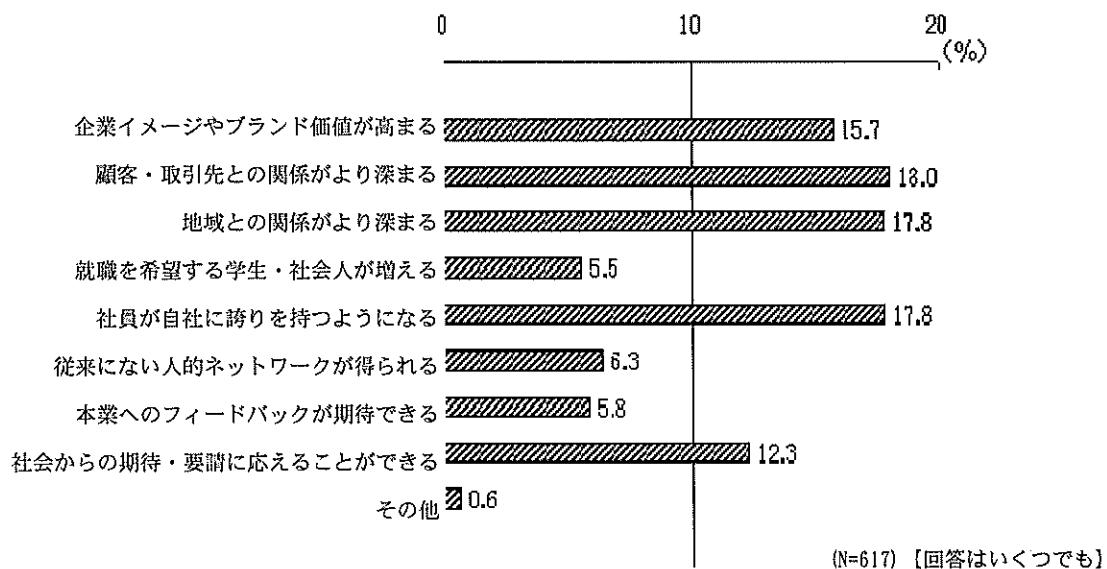


^(注) フィランソロピーとは、寄付やボランティア活動等の社会貢献のこと。メセナとは、社会貢献の一環として企業が行う芸術・文化への支援のこと（広義には、企業が行う社会貢献活動を指す場合もあります）。

【「その他」の回答】

- ・個々人が、同窓会や中学生の野球大会などへのボランティアへの出席を推進している。
- ・カンボジア支援。
- ・金銭的だけの支援はせず社員が複数、複数年関わる。
- ・男女共同参画の推進。
- ・インターナショナル受入。
- ・日本にいる外国人留学生進路支援活動。
- ・納税による社会貢献。

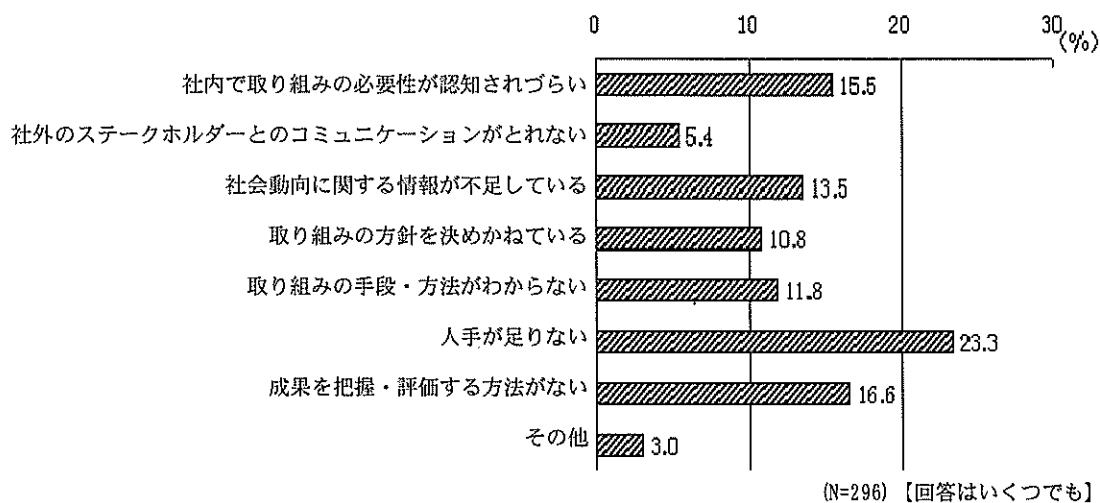
問2. 貴社は、CSRの取り組みに関して、どのような成果を期待していますか。 (複数回答)



【「その他」の回答】

- ・特に成果は期待していない
- ・期待はしていない。しいて言えば5番（補足：「社員が自社に誇りを持つようになる」）。
- ・企業として当然すべきことで、CSRは成果を求めるものではない。

問3. 貴社がCSRに取り組むにあたってどのような課題がありますか。（複数回答）

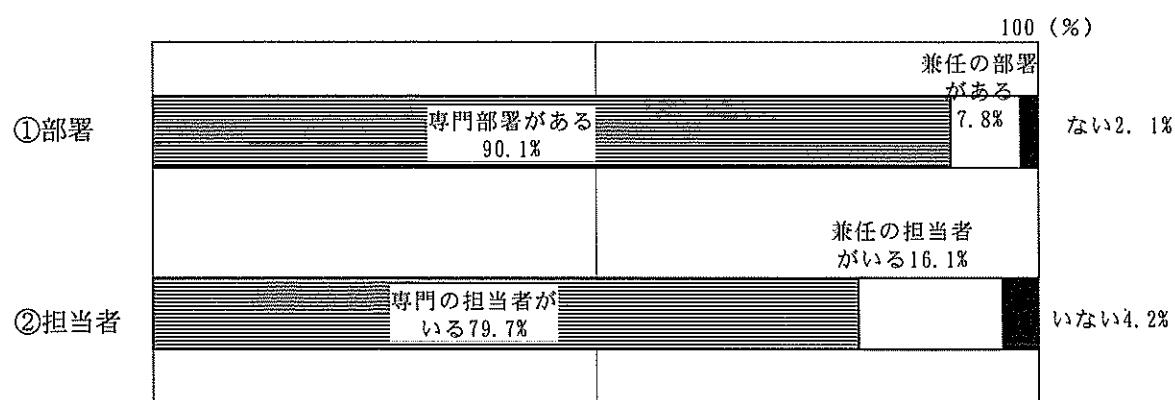


【「その他」の回答】

- ・資金が無い。
- ・TOP（自身）への意識づけと時間的余裕がない。
- ・取り組む事で利益にマイナスの影響がある。
- ・必要性の認知はされ、情報発信も十分行っている。
- ・社内会議でCSRの必要性など話し合う。朝礼等。
- ・業務自体がCSRと思っていますので、上記に該当するものはありません。
- ・経営者の意識・知識、モラルの程度。
- ・本業の利益が上がらないので、活動する余裕がなくなっている。
- ・納税。

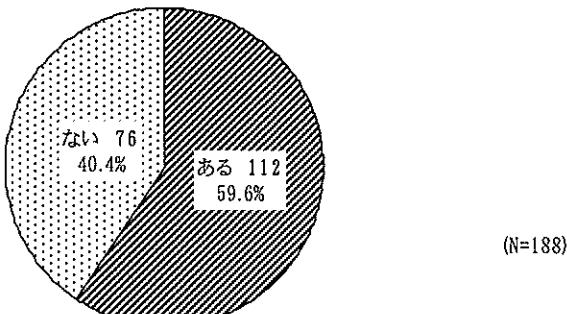
貴社の社会貢献活動についてお尋ねします

問4. 貴社の社会貢献活動に関する社内体制をお聞かせ下さい。



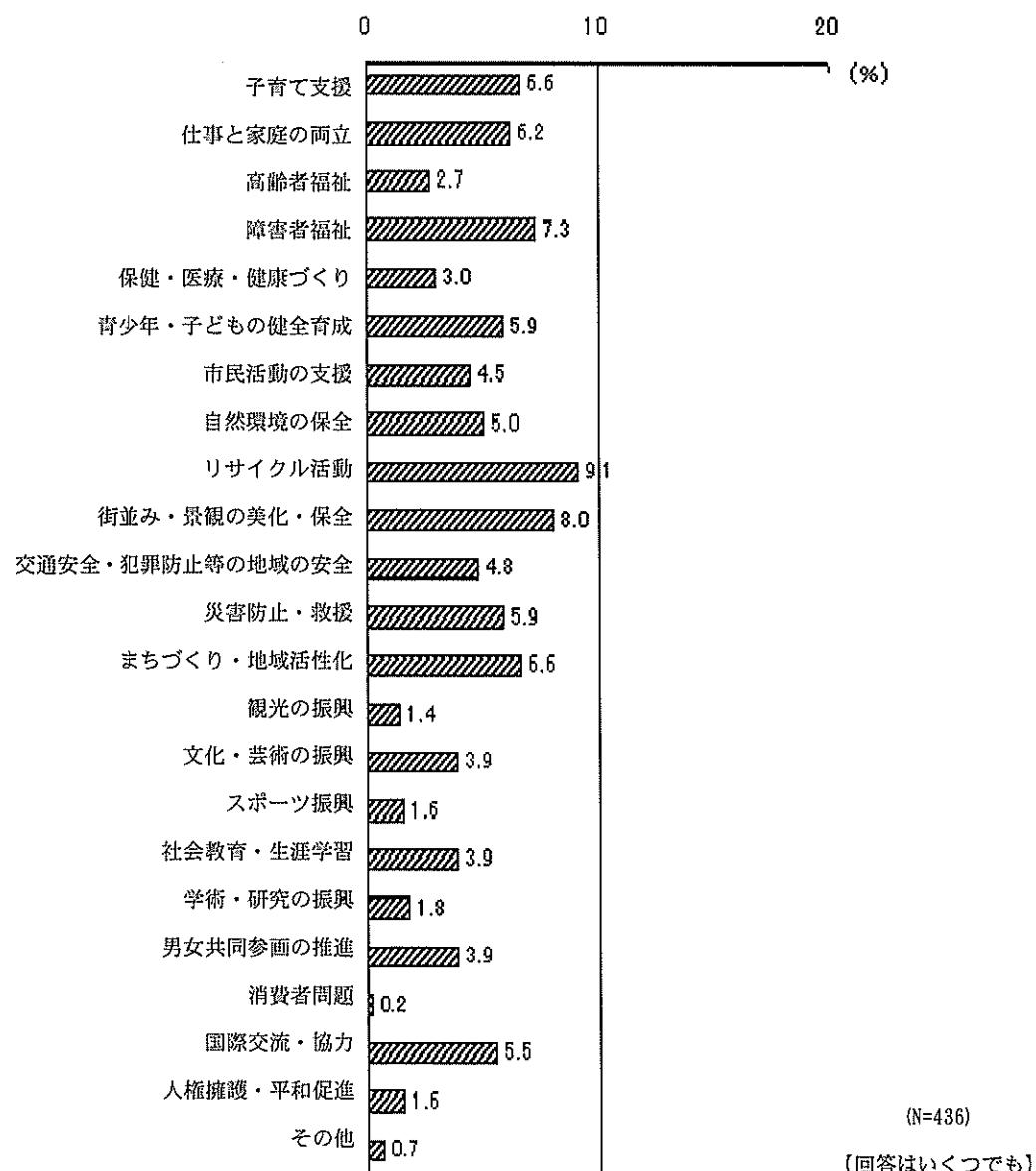
(N=192)

問5. 貴社は、今までに企業活動の一環として社会貢献活動を行ったことがありますか。



問6. 問5で「ある」とお答えの方におうかがいします。

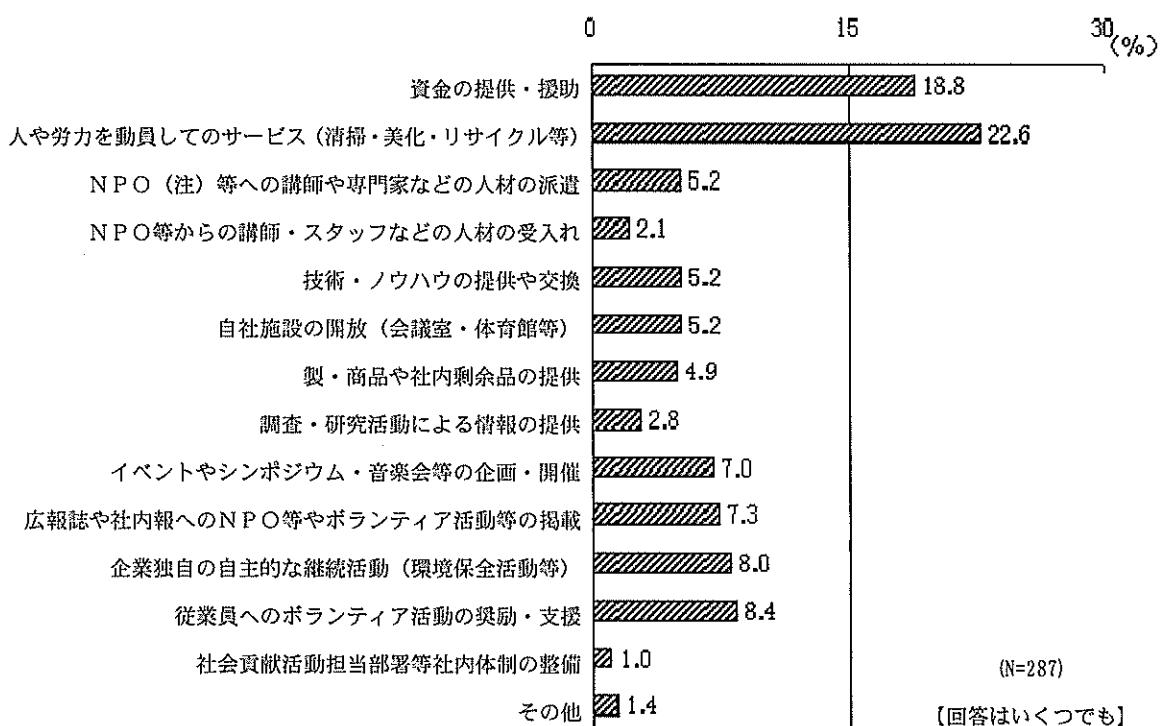
問6-1. 実施した主な社会貢献活動は下記のどのような分野ですか。 (複数回答)



【「その他」の回答】

- ・刑務所出所者の宿泊・就労・教育の支援。
- ・地域活動の参加。
- ・農業。

問 6-2. その社会貢献活動は、どのような内容の活動ですか。（複数回答）



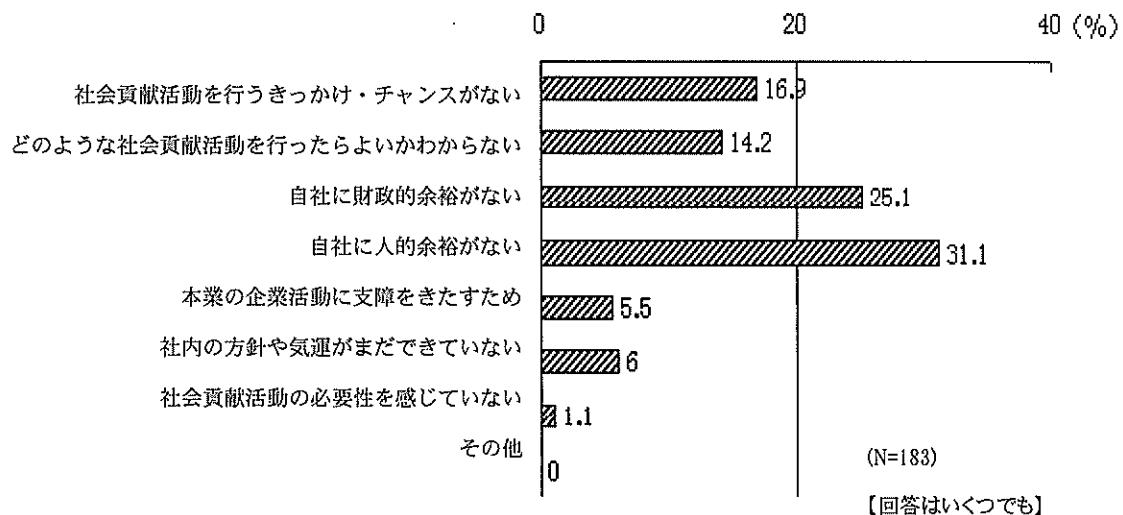
（注）NPOとは：NPO=Non Profit Organizationの略で、民間非営利組織のことです。この調査における「NPO」とは、市民の自発性に基づき、営利を目的とせず、自立的・継続的に、社会サービスを提供する団体で、NPO法人だけではなく、ボランティア団体などの任意団体も含みます。

【「その他」の回答】

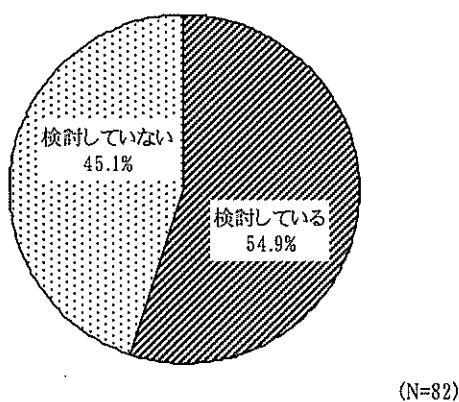
- ・ライオンズの活動。
- ・町内パトロールへの参加、民生委員活動、NPOへの参加。
- ・外国人留学生進路支援プラザの開設。

問7. 問5で「ない」とお答えの方におうかがいします。

問7-1. 社会貢献活動を行ったことがない理由は何ですか。（複数回答）

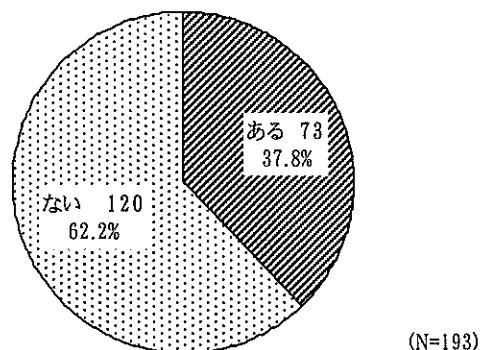


問7-2. 今後、社会貢献活動の取り組みを検討していますか。

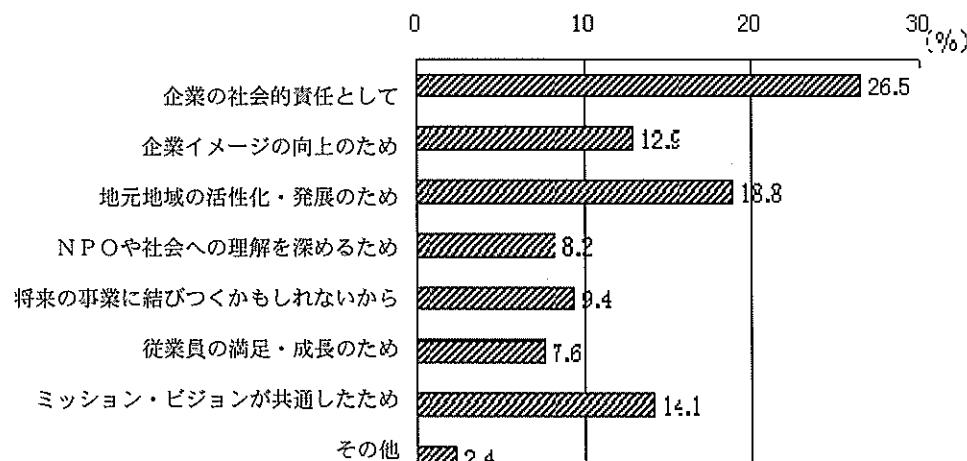


貴社のNPOに対する支援活動についてお尋ねします

問8. 貴社は最近3年以内にNPOに何らかの支援を行ったことがありますか。



問9. 貴社にとってNPOの支援を行うメリットは何ですか。 (複数回答)

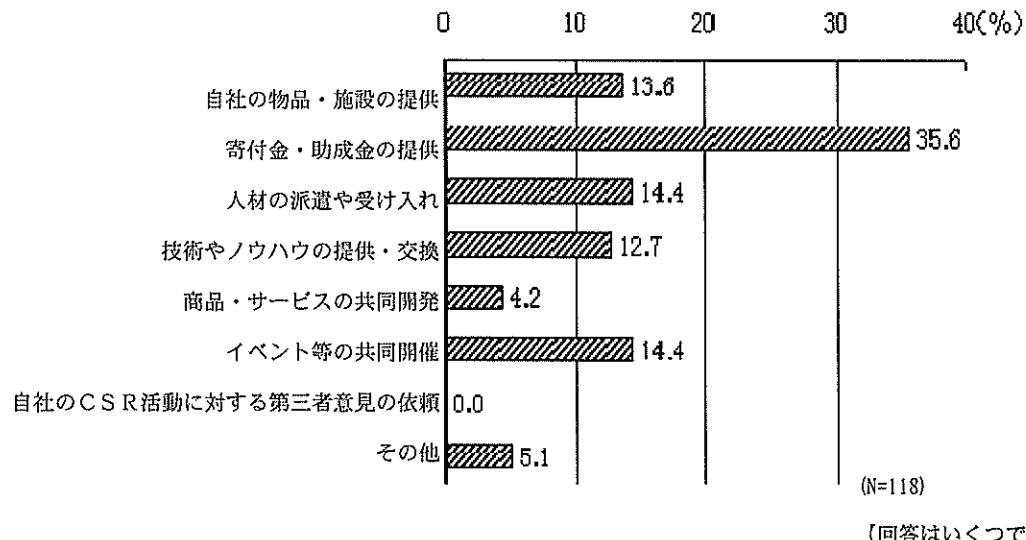


(N=170)

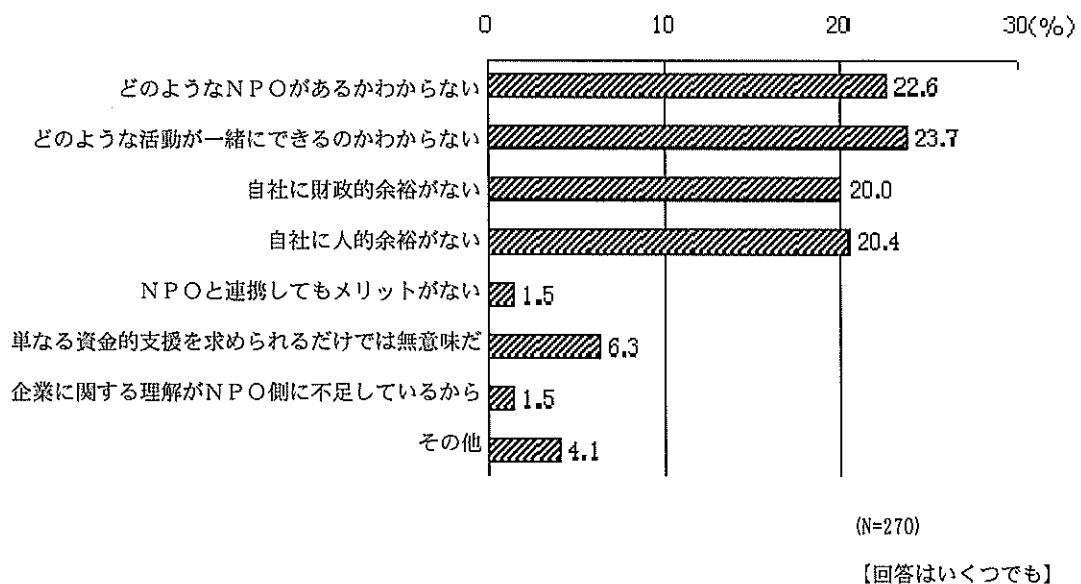
【「その他」の回答】

- ・NPOへの支援は「寄付」という文言からも対価性や見返りを求めないものである。
- 結果としてのメリットはあると思うが、目的にメリットを求めるならば、それは本来事業である。

問10. 貴社がNPOに行った支援はどのようなものですか。 (複数回答)



問11. NPOに支援を行わなかった理由は何ですか。 (複数回答)

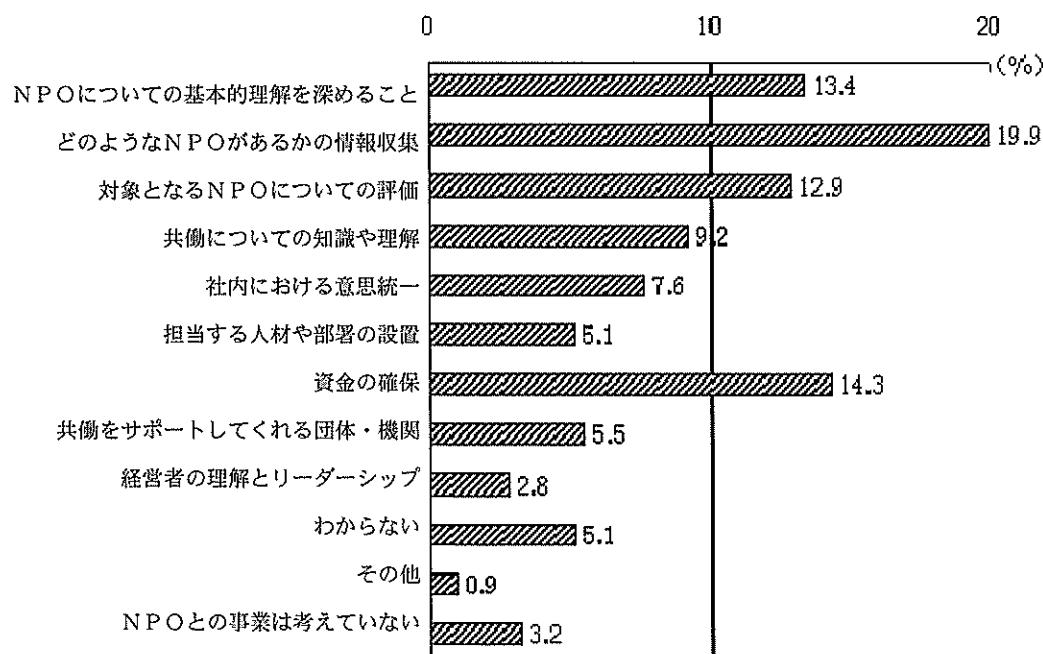


【「その他」の回答】

- ・他の非営利団体で活動しているため。
- ・今までに結びつきがなかった。
- ・個人名でNPOに寄付をしていたがやめた。活動内容についての報告がなく、不信に思い金銭的支援をやめた。
- ・そのNPOがきちんとしているかの評価が解らないため。
- ・機会がなかった。
- ・支援希望NPOがなかったから。
- ・知識がないから。特にNPOにしなくても直接行っているから。
- ・本当に支援になるのか当てにならない。
- ・自社でできることをできる限りの範囲で取り組んでいるため。
- ・他の団体や組織で活動しているので、NPOにこだわらなくてよい。

問12. 貴社とNPOが何らかの形で連携して事業を行う場合、貴社にとっての課題は何ですか。

(複数回答：3つまで)



(N=433)

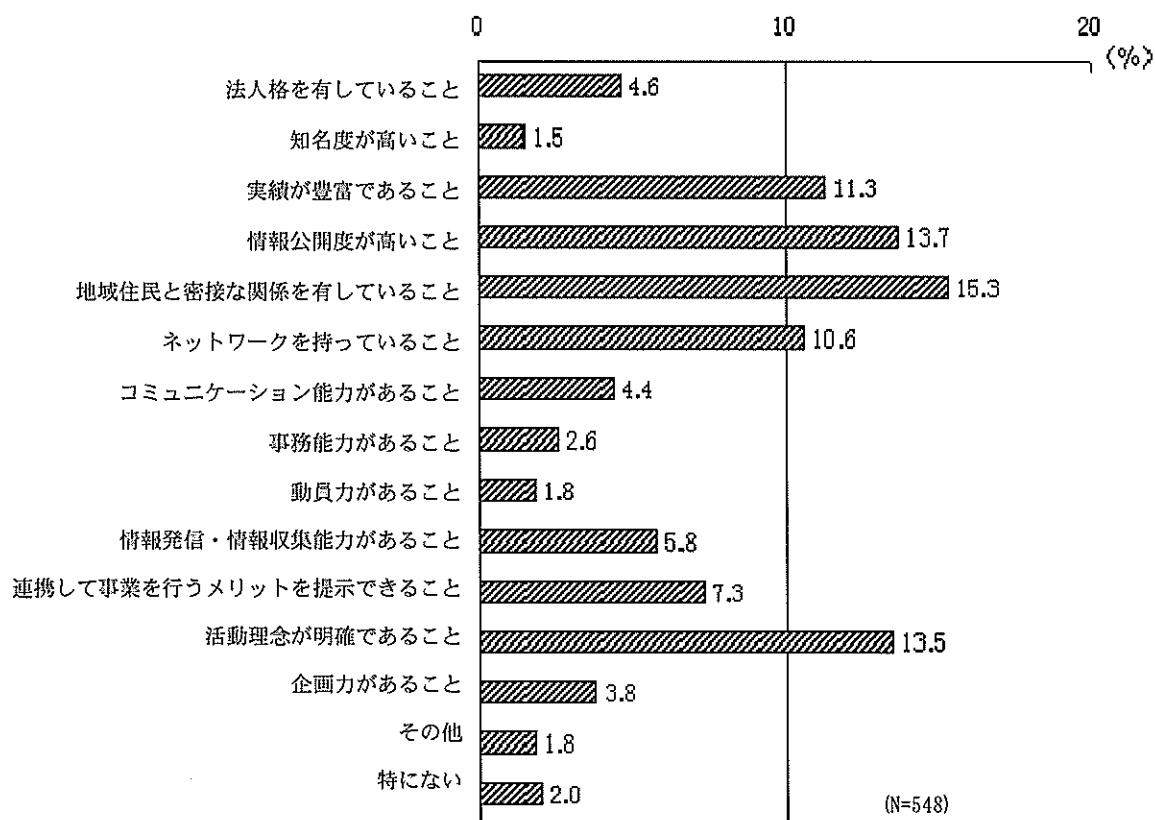
【回答はいくつでも】

【「その他」の回答】

- ・企業規模からいって、余裕がない。
- ・NPO側、企業側、ステークホルダーの3者間すべてのwin-winを考えられる協働相手の選別が困難。活動内容が明確であり、メリット・デメリットを共有できる信頼関係を持つ相手が探せない。必然的に大きな公益団体(ユニセフ等の国連系)へ寄付が集中してしまう現実があるように思います。企業としては小さくとも信頼のおける社会に役立つNPO法人であれば、協働を考えると思います。
- ・人としてボランティアに対する知識不足。

問13. 貴社がNPOと連携して事業を行う場合、NPO側に求める能力等は何ですか。

(複数回答：3つまで)

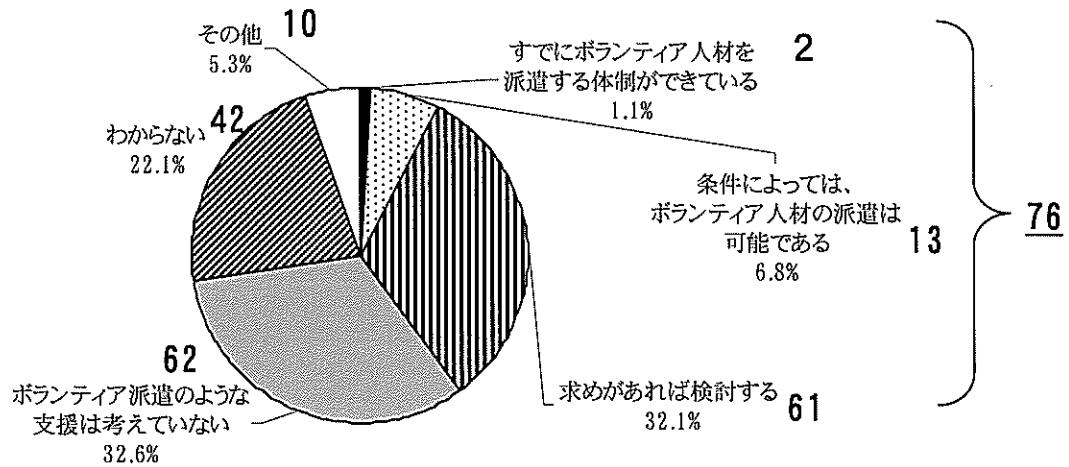


【回答はいくつでも】

【「その他」の回答】

- ・弊社販路拡大に大きくつながる事。
- ・信用があること。
- ・熱意を持って、実現する気があるかどうか。
- ・自立していること。
- ・権利を主張せずwinwinの関係を考えられること。
- ・税金控除の対象となる。
- ・NPOの存在意義が明確であること。目的がはっきりしていること。
- ・目的が明確であること。NPOを隠れみにした団体でないこと。自己の名聲欲のための活動でないこと。

問14. NPOの活動上の課題として、事務処理や情報発信など専門的なスキルを持った人材の不足があげられています。社会貢献活動の一環として、貴社従業員にNPO支援のためのボランティア支援を求められた場合、貴社として対応は可能でしょうか。

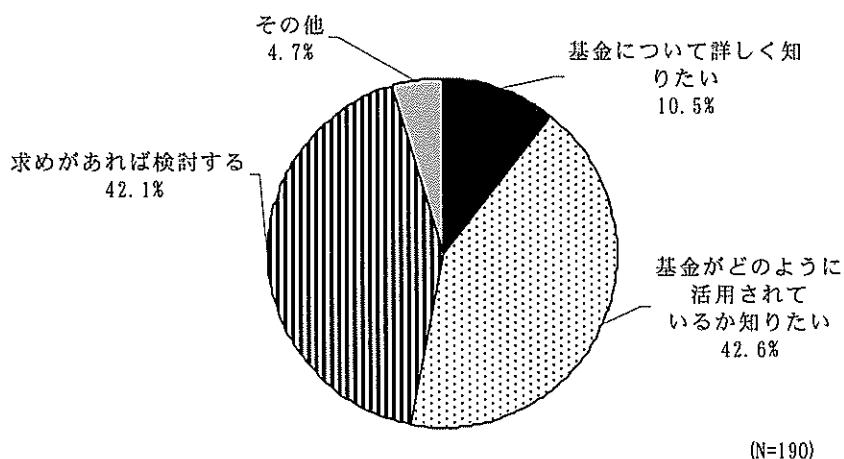


(N=190)

【「その他」の回答】

- ・派遣は難しい。
- ・企業では出来ないが、社長個人としてライオンズクラブを通して頑張っている。
- ・1人の事務所なので空いた時間に参加するしかないです。
- ・NPO法人サービスグラントの様なプロボノのコーディネートを市主導でやつたらいいのでは？法人として支援後のメリットを出していただかないと判断しかねます。間接的 社会貢献によるwinwinがあれば考えられると思います。
- ・人・時間が無い為、休日に理解が求められれば、検討可能。
- ・NPOというとすべてのボランティアというのは日本の考え方である。きちんと資金を集め、雇用を生み出すべきである。
- ・自企業が安定した上でなら可能。
- ・現時点では対応しきれない。
- ・派遣不可能です。社員6名で誰がかけても会社は動きません。

問15. 福岡市は、市民や企業がNPOを資金的に支援する仕組みとして福岡市NPO活動支援基金（あすみん夢ファンド）を作っています。この基金に企業などが寄付されると、その全額が損金算入されるなど、税制上の優遇措置を受けることができます。貴社は、このような基金に関して、興味・関心はありますか。



【「その他」の回答】

- ・活動状況がわからない。
- ・寄付対象のNPO（法人）の財務内容が明確に見えないと、又、評価する体制がないと支援はできない。
- ・興味・関心が無い訳ではありませんが、検討段階に入っています。
- ・興味はあるが、友人のNPOの支援協力はしている。
- ・福岡市におけるNPOの政治的影響力がどのようなものであるか教えてほしい。
- ・余裕なし。
- ・業績が不安定なため現在は考えられません。
- ・今は赤字でメリットを感じない。

問16. CSRや社会貢献活動に関して、お考えやご意見等がございましたら、ぜひお聞かせ下さい。

- ・再犯のない社会へ貢献して行きたい。
- ・市が税金を使って口を出すべきでない。
- ・今回、3.11東北大震災を通じ、初めてCSRについて考えさせられた。直接的にはボランティア派遣はできなかったが、寄付等で支援した。今回を契機にして、これからCSR社会貢献活動を積極的に取り組んでいきたい。
- ・社会が活性化すれば会社も活性化すると思います。お互いが尊重し合える形が作れればと思います。
- ・福岡が大好きで縁もゆかりもないのですが、本年9月に永住を決意し、引っ越してきました。貢献できることがあればご協力します。人脈がないのでコミュニティに参加して、輪を広げたいと思っております。
- ・現在、カンボジアに毎年の寄付、知的障害者の保険商品を通しての人権尊重と支援を行っています。
- ・財政的余裕、時間がなくて申し訳ありません。
- ・NPOは大切ですが、色々と悪いわざも聞きます。会社の金や労力は大切な資源ですから、信頼できる活動でないと、軽々しくは使えません。
- ・企業が社会貢献するのはあたりまえの日本となってほしい。今後もPRしてもっと進めるべきだ。
- ・大きな社会貢献は出来ないが、地域の住民の皆様の為、第2火曜日を全社をあげて町内清掃を20数年実行している。又町内で寄付要請には応じる様心掛けている。
- ・事業を通して社会貢献したいという希望があつても、どう動いたら良いのかがよくわかりませんでしたが、NPOの方や行政の方々と協力できるようなしきみがありそうだという事に気づけました。アンケートを送って頂いてよかったです。ありがとうございます。
- ・①7年前、地震復興や悪徳業者etc市民のためになればとNPO「わが家の119番」を数10名で立ち上げ活動してきました。情勢の変化でこの役目を終えようと考えています。新たに健康な木造住宅への取組みを模索中です。②生ゴミ処理、土による生ゴミの消滅を任意団体で実践中です。③オリーブ植栽、耕作放棄地や果樹園にオリーブを植えよう活動中。何れも個人での活動です。
- ・私の仕事が地域の人々と深く関係して成りたつことが、私としては理想です。企業の社会貢献活動は、お金を出すことではなく、その地域に何ができるかではないかと思っています。
- ・当社は複数の社員が複数年参加し、継続的に支援できるCSR活動しか行なわず、金銭的のみの支援は行っていない。
- ・ある程度は個人的に出来ても企業として考えるとまだまだ無理の状態です。
- ・社会貢献というまでもなく、より良いサービスを提供する様に心掛けている。
- ・実績作りのための活動は無意味。
- ・NPOに関わらず、企業として、社会人として、会社で取り込めることから始める気持ちを！
- ・これを機会にNPOの活動に、関心を持って、注目していきたいと思います。
- ・各企業がCSRに取り組む際にその企業の特徴や強みをいかせる内容の取り組みをすべきだと思う。

- ・「協働」や「寄付」によるCSRの場合、NPO側と企業側に大きな情報差がある様に思います。企業側の意識は課題としてあるかと思いますが、もっとNPOや行政側からアプローチをかけていき、社会の価値観の変化を促していく事も肝要かと思います。
 - ・このような取組があることを知らなかった。もっと情報が必要だと思う。
 - ・社会に貢献する事で、環境や子ども達が守られていくことを望む。
 - ・出来る範囲で社会貢献はしたいと思っていますが、それにはやはり財力や人力に余裕がないと難しいと思います。商売を始める際に、母子家庭にコミュニケーションの場を提供出来たらと考えて、まずは参加される人集めから始めましたが、提供を受ける側にも時間等の余裕が無く、実現させるのは至難の技でした！
 - ・当社では、CIESFを通じ、「国境のない教師団」の支援を行っています。現在のところ、他の支援は考えておりません。
 - ・問15で「税制上の優遇措置」とありますが、優遇の為の社会貢献は、眞の社会貢献ではないので、問15のようなアンケートをするのはどうかと思います。企業が無理なく継続できるシステムを考えて頂きたいものです。
 - ・NPOをいいながら、親会社の営業部隊であったり、NPOの代表の個人的な考え方による、自己アピールであったりする団体が見受けられる。
 - ・企業が成長発展するためには、社会貢献活動が必ず求められるという観点から捉えていきたい。
 - ・人や企業は本来の目的事業の他に、可能な限りの社会貢献活動をすべきであり、そのことのみには見返りはないし、求めるものではないけれども、「自分さえ良ければ」「利益中心」ではない世の中が、どういうものであるかを、子どもの頃からの教育に取り入れるべきである。しかし、その前に人や企業が自立(おもに経済的に)することが、社会における一番の貢献である。
 - ・NPO支援は企業として必要なものと思いますが、会社自体厳しい状況にあり、支援することの余裕が現状では難しく思います。
 - ・元気な福岡市を作るため行動します。経済人ですので健康に役立つ商品をたくさん販売して利益をわかちあいます。
 - ・将来的には検討するが、現在の経済状況下においての活動は難しい。
-
- ・これからの中は、どんな小さな会社でも社会貢献をすることが当然であり、社会への義務と責任を果たすことが会社の役割であると思う。また、それが働く人の喜びにもつながるような具体的な方法を学びたい。
 - ・現時点ではCSR及び社会貢献活動等の内容等を考えたことがないので、何とも意見考が浮かばない。
 - ・よく名前は聞くが、実際に他社がどのような活動を行っているかが分からず。また、現在の状況で、また別途このような活動を行う部署などを設置するのは難しい。

- ・私たち不動産業の果たすべき社会的責任とは、企業テーマである「ピンテージビルでまちづくり」であると考えています。社会の転換期を迎えた今、分断化されたさまざまなモノ、コト、ヒトを、老朽化した民間の賃貸ビルを再生することでつなぎ、社会がより豊かに幸せになる為の事業活動を行っています。
- ・当社は自動販売機を通して、各NPO団体への募金などを行っております。今後も支援する機会があれば協力してまいります。
- ・製造業やサービス業と違い、建設業は現場での仕事が主なので、連携して事業を行うことは無理かと思われます。
- ・基本的には納税により、公共的役割があり、その上に今回アンケートの内容があるべきで、その為に公共の役割は方向性（関わり方）を示す事が必要！！少し早走りのように感じた。
- ・現状では、自社の財政面強化が最優先のため、社会貢献すべきであるとの認識は持ちつつも、活動までには至っていない。
- ・ソーシャルビジネスを考えている。経営革新の承認を頂いた「洗剤職人」で弱者（母子家庭・障がい者）の方に販売して頂いて、健常者なみの収入を取ってもらえる様な事業を構築したいと思っている。
- ・ボランティア派遣の様な支援は人材不足・財政難の為、現在は厳しい。財政面で補助するものがあれば可能な会社はあると思う。その辺を県や市、国の補助をしてもらえればよいと思うが・・・。もっときちんと興味の低い人へわかるように情報発信すべきだと思う。興味のない人は自分から情報収集はしないし、近づかない。けど、知れば動く人は少なからずいると思う。
- ・弱者に対して（中小企業）、公平な判断が出来て評価する仕組作り。
- ・私は自分自身が福岡に留学をした経験があり、留学期間中に福岡及び日本の良さを感じました。福岡に来てよかったですし、福岡の国際化に役立つと思います。福岡の外国人留学生の学習及び暮らしやすい環境を作るべきです。

※作成中

市民公益活動の推進に係る施策
基 本 方 針

平成24年3月
福岡市

審議会答申を受けて

- 近年、社会問題や地域課題が多様化、複雑化していく中で、NPOやボランティアによる
自主的・自発的できめ細やかな公益活動に対する期待はますます大きくなっています。
また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、世界中に大きな衝撃を与えると
ともに市民の社会貢献や、地域防災への意識を高めることとなりました。
- 福岡市では市民公益活動推進条例や福岡市基本計画などに基づいて市民公益活動の推進施
策を積極的に進めてきましたが、今なお「NPOやボランティア活動に関する情報が市民に
十分に伝わっておらず認知されていない」「NPOの基盤が脆弱である」等の課題を抱えてい
ます。
- このような中、福岡市では平成22年3月に、福岡市市民公益活動推進審議会に対し「市
民公益活動の推進に係る施策について」の諮問を行い、これまで、審議会及びその作業部会
である「市民公益活動の推進に係る施策検討部会」が計9回開催され、調査、審議のうえ、
平成23年9月30日に福岡市長に、市民の公益的な活動への参加やNPO活動を推進し、
共働によるまちづくりを実現していくための具体的な方策についての答申が行われました。
- 現在、国においては特定非営利活動促進法が改正され、従来、県等が行ってきたNPO法
人の認証、認定等の業務が平成24年度から指定都市に移管されるなど、今後、福岡市はN
PO法人に最も身近な所轄庁として、よりきめ細やかな支援を推進していくことが求められ
ています。
- 今後は、今回この答申を基に策定した本基本方針により、市民があらゆる段階、場面で参
加・活躍する仕組みづくりをはじめ、NPOと行政が共に働く福岡のまちづくりに向けた取
り組みを具体化していくこととします。

平成24年3月
福岡市

一目 次一

第1. 基本的な考え方	1
第2. 今後の取り組みの方向性	2
第3. 今後取り組む主要施策	3
第4. 具体的な施策及び実施目標	4
1 「誰もが居場所と出番のある福岡のまち」に向けた取り組み	4
(1) ライフサイクルを通じた公益力の育成	
2 「共感と絆が広がりNPOが輝く福岡のまち」に向けた取り組み	5
(1) NPO活動支援基金の活性化	
(2) NPO法人の認証、認定業務の適切な実施	
(3) 情報開示・発信基盤の整備を行い、NPOが信頼と支援を獲得しやすい環境づくり	
(4) NPO・ボランティア交流センターの機能の強化	
3 「市民・NPO・行政等が共に働く福岡のまち」に向けた取り組み	6
(1) 共働への理解の促進	
(2) 新たな共働事業提案制度の実施	
第5. 施策実施にあたって	7

第1. 基本的な考え方

背景

- (1) 少子高齢化や、情報化の飛躍的な進展等の社会経済の変化に伴い、集団から個人へ、量から質へ、画一から個性へなど、個人の価値観やライフスタイルの変化と多様化が進み、市民一人ひとりが向き合う課題も多様化、高度化が進んできています。
- 地域における課題がますます複雑化・高度化するとともに、深刻化する若年者雇用の問題、フリーター・ニートと呼ばれる若者の増加、ネット上のいじめ問題の増加、高齢者の孤独死問題など、私たちは多くの新たな課題に直面しています。
- (2) 地域社会においては、環境美化、子ども育成、地域医療福祉、まちづくりなど、市民の自主的で主体的な公益的活動が展開されており、市民の社会参加、社会貢献意識も高まりつつあり、とりわけ、今般の東日本大震災を契機に、市民の地域防災意識や自助・共助意識の高まりも見られ、地域社会における公共の担い手であり、市民参加の受け皿であるNPOに対する期待も高まってきています。
- 地域の市民生活に根差したNPOは、地域が抱える課題やニーズをいち早く捉え、行政では十分に対応できない個々の課題やニーズに対し、柔軟かつ迅速に対応することができ、また、社会課題に対する市民の共感や理解を促し、市民参画の受け皿となることで、地域社会の主役である市民一人ひとりの市民性を醸成する存在です。
- (3) 平等・公平が求められる行政は画一的・網羅的な解決には適するものの、従前の行政主導による社会課題の解決や公共サービスの提供だけでは限界があり、市民一人ひとりが異なる課題に向き合う今日にあっては、十分な対応が困難です。
- また、新たに発生している地域課題を解決するためには、これまでの行政のノウハウ、専門性や枠組みだけでは対応が困難な面もあります。
- 加えて、依然として厳しい地域の経済情勢や雇用環境が市税収入にも影響するなか、扶助費の増加等をから財政の硬直化も進んできており、市民一人ひとりが直面する課題に対し、機動的な対応が難しい状態になってきています。
- (4) 時代の大転換期にあって、本市はこれまで市民公益活動推進条例や各種計画に基づき、市民公益活動を推進してきたが、今後、福岡のまちの市民一人ひとりが、いきいきと暮らし、豊かさを実感できる地域社会を実現するためには、地域社会の課題を解決しようと真摯に活動するNPOに光を当て、自立した継続的活動を実現するとともに、市民の自主的・自発的な公益的活動の促進を図り、そして市民やNPOなどあらゆる主体が共働でまちづくりを進めていく必要があります。

第2. 今後の取り組みの方向性

「市民公益活動の推進に係る施策についての答申」では、市民公益活動を推進し、共働によるまちづくりを実現するために、下記の3つの目指すべき方向性が示されました。

本市においては、これらの目指すべき方向性を具体化するため、既存の施策を見直し、課題が残されている部分を充実させると共に、新たにNPOの活動基盤強化につながる施策を導入する等、主要な施策の取り組み方針をまとめました。

国においても寄附税制・認定NPO法人制度が抜本的に見直され、特定非営利活動促進法、租税特別措置法等の改正を受けて、平成24年度から政令指定都市においてNPO法人の認証・認定事務を行うこととなりました。今回の法改正と市への権限移譲は「新しい公共」を担うNPOの活動が市民に広く認知され、支援されることをより一層促進するものと思われます。

これらの国の動きを一つの好機と捉え、本市においては、市民一人ひとりがいきいきと暮らし、豊かさを実感できる地域社会の実現と自治都市・福岡の確立を目指し、市民公益活動の一層の推進に取り組んでまいります。

● 「市民公益活動の推進に係る施策についての答申」で示された目指すべき方向性

(1) 誰もが居場所と出番のある福岡のまち

市民が、市民公益活動への理解を深め、自らが公益活動の担い手であると認識し、共働によるまちづくりの一員として、自主的・主体的に市民公益活動に参加していく。

(2) 共感と絆が広がりNPOが輝く福岡のまち

公共の担い手であるNPOの活動が、社会で認知理解されることにより、多くの支援の輪が広がる。これによって、NPOの自立が促進され、継続的な活動が展開される。

(3) 市民・NPO・行政等が共に働く福岡のまち

市民、NPO、行政などあらゆる主体が、適切な役割分担と対等なパートナーシップのもとで、お互いの長所を活かしながら共働する。

第3. 今後取り組む主要施策

1. 誰もが居場所と出番のある福岡のまち

(1) ライフサイクルを通じた公益力の育成

- ①若者向けNPO体験活動(仮称)
 - ・小中高生を対象にNPO・ボランティア体験活動を実施
- ②福岡版プロボノ事業(仮称)
 - ・仕事を通じて身につけた専門的な知識・技術・経験を活かして社会貢献する仕組みの構築
- ③ボランティア・インターンシップ事業
 - ・地域活動や共働事業も対象メニューに追加など

2. 共感と絆が広がりNPOが輝く福岡のまち

(1) NPO活動支援基金の活性化

- ・寄付金の使途や成果を明示、寄付手段の多様化
- ・補助率・補助上限回数の設定、団体補助を新設

(2) NPO法人の認証・認定業務の適切な実施

- ・法改正に伴い、新たな認証・認定制度を適切に運用

(3) NPO情報開示・発信基盤の整備

- ・一覧性をもって情報検索・比較できるシステムを構築

(4) NPO・ボランティア交流センター「あすみん」の機能強化

- ・団体の成長支援、コーディネーション機能の強化 など

3. 市民・NPO・行政等が共に働く福岡のまち

(1) 共働への理解の促進

- ・後援名義、委託、補助等の手法や手続き等を整理
- ・職員研修の充実

(2) 新たな共働事業提案制度の実施

- ・NPOの自由・柔軟な発想を共働に結びつける仕組み
- ・行政が既に取り組んでいる事業をNPOと共働する仕組み
- ・多様な主体と共に働く、事業を発展させられる仕組み など

第4. 具体的な施策及び実施目標

1 「誰もが居場所と出番のある福岡のまち」に向けた取り組み

(1) ライフサイクルを通じた公益力の育成

① 若年期におけるNPO・ボランティアへの体験活動の機会の創出

市民一人ひとりが、公益活動の担い手として、自らが自発的かつ主体的に活動に参画していく社会を構築していくためには、社会貢献意識の醸成が不可欠であり、とりわけ若年期における体験や教育は重要です。

このため、小・中・高等学校の段階に応じた学習指導要領に基づき、NPO・ボランティア活動を通じNPOの正しい認識を促進するとともに、職場体験学習等による公益的な職業としてのNPOについての理解を促進します。

(施策)

- 小・中・高等学校を対象としたNPO・ボランティアの体験活動を実施【充実】

② 仕事を通じて身につけた専門的知識・技術・経験を活かして社会貢献する仕組みの構築

近年、経済活動の中心を担っている社会人が、仕事を通じて身に着けた知識や技術、経験を活用することで社会貢献することができるような仕組み（プロボノ）が求められています。

プロボノはNPOにとっても専門家の優れたノウハウや成果物を無償で受け取ることができると同時に専門的なノウハウをその組織内に蓄積することができるため、事業としての導入検討に着手します。

(施策)

- NPO人材マッチング事業（福岡版プロボノ事業）の可能性調査・検討【新規】

③ ボランティア・インターンシップ事業の継続実施

現在実施しているボランティア・インターンシップ事業については、3年間の取組実績を踏まえ、より一層効果的に事業を実施するため、NPO・ボランティア交流センター（あすみん）の事業として実施します。

実施にあたっては募集対象メニューに地域活動や共働事業などを加えるとともに、海外からの留学生などが参加しやすい環境の整備に努めます。

(施策)

- 募集対象メニューに地域活動や共働事業などを追加【充実】

2 「共感と絆が広がりN P Oが輝く福岡のまち」に向けた取り組み

(1) N P O活動支援基金の活性化

寄付文化の醸成と社会全体で市民公益活動を支えていく機運を高め、市民が社会貢献へ参画する機会を拡充するため、クレジットカード決済等多様な寄付手段の仕組みを構築し基金の充実を図るとともに、広報の強化により寄付の使途や成果を広く明らかにしていきます。

また、社会貢献意識の高い企業との連携の強化を図っていきます。

さらに、長期的な視点によるN P Oの組織基盤の強化のため、団体補助や複数年にわたる事業補助を検討するとともに、N P Oの自立を支援する視点から補助率・補助上限回数の設定を行います。

(施策)

- ネット寄付やクレジットカード決済等の仕組みを導入【新規】
- N P O支援基金、助成事業に関する広報の強化【充実】
- 社会貢献意識の高い企業との連携強化【充実】
- N P Oが利用しやすい補助制度の検討【充実】

(2) N P O法人の認証、認定業務の適切な実施

平成24年4月1日からN P O法人に最も身近な所轄庁として市内N P Oの認証・認定業務を行うため、所要の体制整備を行うとともに、円滑かつきめ細やかな支援を行います。

また、N P O法人を住民の福祉に寄与する法人として個別に条例で指定するなど、法令で市が独自に定めることができるとされている項目については、他の政令市等の状況等を調査するとともに、その必要性を整理し、基準について検討を進めていきます。

(施策)

- 改正N P O法に基づく認証・認定業務実施体制の整備及び円滑な施行【新規】
- 条例による個別指定などの必要性や基準について検討【新規】

(3) 情報開示・発信基盤の整備を行い、N P Oが信頼と支援を獲得しやすい環境づくり

N P Oが市民や社会から認知・共感・信頼され、支援の輪が広がり、N P Oの財政的・人的基盤の強化と一層の活動の促進を図るため、市のホームページ上において、一覧性をもつて、検索し比較することができ、併せて関係情報も確認できるような、N P Oの情報開示・発信基盤の整備を行います。

N P O法人の認証・認定にかかる情報データベースについては、現在、内閣府が特定非営利活動促進法の一部改正に伴せN P O法人に関する情報提供システム等の構築作業を行っているところから、当面、福岡県、北九州市、本市の三者による認証・認定データベースの共同運用を柱しながら、将来的には市民にとってより利便性の高いN P O統合情報システムとなるよう検討、開発を行っていきます。

また、地域とN P Oをつなげるため公民館等、既存の公共施設を更に活用していきます。

(施策)

- N P O法改正に伴うホームページ、データベースの整備【新規】
- 公民館、市民センター等公共施設を活用した情報発信【充実】

(4) NPO・ボランティア交流センターの機能の強化

NPO・ボランティア交流センターについては、市民公益活動の核となる交流拠点としてさらに充実した支援を行っていくため、現行の機能に加え、団体の運営能力の強化にかかる支援や、地域や企業、大学等の機関とのコーディネーション機能を強化していくとともに、小中高生に対する啓発機会の拡充、若者の公益活動への参加の拡大を強化します。

また、平成25年度末に第2期の指定管理期間が終了するため、平成24年度にセンターの今後の在り方についての検討を行います。

NPO・ボランティア交流センターの施設については、入居している青年センターが平成27年度末までに廃止されることとなったため、移転先として予定している中央児童会館等建て替え施設での施設整備とあわせ、機能の充実について検討を開始します。

(施策)

- 地域や企業、大学等の機関とのコーディネーション事業【充実】
- 小中高生の啓発事業、若者の公益活動への参加拡大【充実】
- 第2期指定管理期間終了に伴う、あすみんの今後の在り方検討【新規】
- NPO・ボランティア交流センターの移転に伴う施設整備等の検討【新規】

3 「市民・NPO・行政等が共に働く福岡のまち」に向けた取り組み

(1) 共働への理解の促進

NPOや市職員、双方が共働への理解を深め、誰もが共働に取り組めるように、共働の定義や意義、手続き、手法等をまとめた手引を整備します。

(施策)

- 共働推進の手引きの策定【新規】
- 職員研修の充実【充実】

(2) 新たな共働事業提案制度の実施

行政単独で実施するよりも最適な主体同士が結びつき共働することにより、より効果的な課題の解決が見込める場合においては、双方の特性を活かし共働で実施することが望ましいと考えます。

今後、共働の理念を普遍的なものとして行政内部に一層浸透し、根付かせるため、以下の見直しを行います。

(施策)

- 課題の掘り起こしを行う仕組みの構築【新規】
- 市単独で実施している既存事業の共働化への再構築【新規】
- 企業、大学、地域など最適な主体との共働を進める仕組みの構築【新規】

第5. 施策実施にあたって

今後、市民公益活動の推進に係る施策については本基本方針に基づき速やかに着手・実施します。

また、本基本方針に基づき導入した施策を効果的に実施していくため、市民公益活動推進審議会において、毎年進捗状況をフォローアップするとともに、平成28年度を目処に取り組み全体の見直しを行うこととします。

平成23年度

市民公益活動の推進に係る施策

基本方針

平成24年3月

福岡市市民局コミュニティ推進部市民公益活動推進課

TEL (092) 711-4283

FAX (092) 733-5595

メール koeki.CAB@fukuoka.lg.jp

主要施策の実施に向けたロードマップ

資料5

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
若者向けNPO・ボランティア体験 NPO人材マッチング事業 (福岡版プロボノ事業) ライフサイクルを通じた ボランティア・インセンシブ事業		調査	実施		
NPO活動支援基金の活性化		使途や成果の明示、寄付手段の多様化等 補助金交付 要件改正	外・ソフトカード 寄付受け入れ	実施	
新たな認証・認定制度の実施		権限移譲準備		実施	
NPO情報開示・発信基盤の整備	県・九州都市・福岡市 共同DB協議	内閣府暫定システム稼働	内閣府新システム稼働	NPO情報統合システムの検討・開発	
NPO・ボランティア交流センター「あすみん」の機能強化	第2期指定管理期間(アーバンデザインコンサルタント)	在り方検討 募集指針 作成 公募・審査・指定	第3期指定管理期間		
共創への理解の促進	共創推進の手引き作成		実施		
新たな共創事業提案制度の実施	先行実施	実施		検討	

「福岡市市民公益活動推進審議会」委員名簿

(任期：平成24年8月1日～平成26年7月31日)

氏名	所属等	分野
森田昌嗣	九州大学大学院 芸術工学研究院	学識経験者
野口幸弘	西南学院大学 人間科学部	学識経験者
大谷順子	特定非営利活動法人 子どもNPOセンター福岡	NPO・ボランティア関係者
大庭宗一	特定非営利活動法人 博多の風	NPO・ボランティア関係者
原田陽次	福岡市自治協議会等7区会長会	地域関係者
高根茂	パナソニックシステムネットワークス 株式会社	企業関係者
空直美	株式会社 プロネット	企業関係者
大西浩明	福岡市教育委員会（理事）	行政
緒方隆哉	福岡市7区区長会（南区長）	行政
四宮祐司	福岡市市民局（市民局長）	行政

(五十音順・敬称略)

福岡市市民公益活動推進条例

(目的)

第1条 この条例は、市民公益活動の推進に関し、基本理念を定め、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校の役割並びに市の責務を明らかにすることにより、市民一人ひとりの自治に係る意識及び意欲を高めるとともに、より多くの市民の参加又は参画を得て、市民公益活動の活性化を図り、もって共働によるまちづくりを推進し、自治都市・福岡を築くことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民公益活動 市民が自らの責任に基づき、自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動（次に掲げるものを除く。）であって、公益の増進に寄与するものをいう。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成するもの
 - イ 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対するもの
 - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、若しくは支持し、又はこれらに反対するもの
- (2) 市民公益活動団体 自治組織、N P O、ボランティア団体その他の団体であつて、主として市民公益活動を継続的に行うものをいう。
- (3) 自治組織 町内会、自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。
- (4) 事業者 営利を目的とする事業を行う法人その他の団体及び当該事業を行う個人をいう。
- (5) 学校 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校、専修学校及び各種学校をいう。
- (6) 共働 相互の役割と責任を認め合いながら、対等の立場で知恵と力をあわせて共に行動することをいう。
- (7) 自治都市・福岡 すべての市民が、自らが暮らす地域の身近な問題について、自らができるを考え、主体的に取り組むことによって目指す豊かで住みよい福岡市の姿をいう。

(基本理念)

第3条 市民公益活動の活性化は、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市が、次に掲げる事項を旨として行うものでなければならない。

- (1) 必要な情報を相互に提供し、共有すること。
- (2) それぞれの立場や役割を相互に理解すること。
- (3) 市民公益活動を行う者の自主性及び主体性を相互に尊重すること。
- (4) それぞれの活動に相互に参加し、若しくは参画し、又は多様な連携を図ることにより、それが有する目的及び課題を共有し、その達成及び解決を目指すこと。

(市民の役割)

第4条 市民は、自らが暮らす地域社会に关心を持ち、当該地域社会に対して自らができるを考え、行動するとともに、市民公益活動に関する理解を深め、これに主体的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

(市民公益活動団体の役割)

第5条 市民公益活動団体は、社会的な責任を自覚し、主体的にその活動を行うよう努めるものとする。

- 2 市民公益活動団体は、自らが行う活動について、市民の理解と協力が広く得られるようにするとともに、その公正性及び透明性の確保に努めるものとする。
- 3 市民公益活動団体は、団体相互の多様な連携を図ることなどにより、共働を積極的に図るよう努めるものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、次の各号に掲げる団体である市民公益活動団体は、その特性に応じそれぞれ当該各号に定める役割を果たすよう努めるものとする。
 - (1) 自治組織 住民自らの発意による多様な活動及びより多くの住民の参加による活動を継続的に促進し、自律的経営を目指すこと。
 - (2) N P O 及びボランティア団体 社会的な課題の解決を目的とする活動において、それが有する専門性、迅速性及び柔軟性を活かすこと。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、地域社会の一員としての認識を持ち、市民公益活動に関する理解を深めるとともに、市民、市民公益活動団体、学校及び市と連携又は協力をして、主体的にその推進を図るよう努めるものとする。

(学校の役割)

第7条 学校は、その本来の活動に支障のない範囲内において、専門的な知識若しくは技術、教育若しくは研究の成果等を社会に還元し、又は施設の地域開放を進めることなどにより、市民公益活動の活性化に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第8条 市は、第3条に規定する基本理念にのっとり、市民公益活動の活性化のために必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、市民公益活動を行う者の自主性及び主体性を尊重するとともに、前項に規定する施策の実施に当たっては、その内容及び手続における公正性及び透明性を確保しなければならない。

3 市は、第1項に規定する施策が実効性のあるものとなるよう、職員一人ひとりの意識の向上を図り、積極的にこれを推進するものとする。

(情報の提供等)

第9条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市相互の交流及び連携を推進するため、市民公益活動に関する情報の積極的な収集及び提供、情報交換の機会の確保その他の必要な措置を講じるものとする。

(学習機会の提供等)

第10条 市は、市民が市民公益活動に関する理解を深めることができるよう、学習機会の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(人材の育成及び拠点施設の機能の充実)

第11条 市は、市民公益活動の活性化のため、地域において、専門的知識を有する人材の育成を図るとともに、活動の拠点となる施設の機能の充実を図るものとする。

(市民公益活動に対する助成)

第12条 市は、市民公益活動の活性化のため、市民公益活動団体に対し、予算の範囲内で助成することができる。

(市民公益活動団体の特性の活用)

第13条 市は、市民公益活動団体が有する専門性、地域性等の特性を活かすことにより市民公益活動の活性化を図ることができると認められる事業については、法令の範囲内において、当該市民公益活動団体に対して参入の機会を提供し、当該事業に係る業務の委託等を行うよう努めるものとする。

(市民公益活動推進審議会)

第14条 市長の附属機関として、福岡市市民公益活動推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第15条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じ、市民公益活動の活性化に関し必要な事項について調査審議し、その結果を市長に答申すること。

(2) 前号に規定する事項について、調査審議し、市長に意見を述べること。

(組織及び委員)

第 16 条 審議会は、市長が任命する委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(会長)

第 17 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 18 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の運営)

第 19 条 前 3 条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

福岡市市民公益活動推進審議会運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、福岡市市民公益活動推進条例第19条の規定に基づき、福岡市市民公益活動推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域活動実践者
- (3) 地域関係者
- (4) NPO・ボランティア関係者
- (5) 企業関係者
- (6) 市職員

(会 長)

第3条 審議会に、会長及び副会長を置くものとし、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(部 会)

第4条 審議会は、特定の事項を調査審議する必要があると認められるときは、審議会の委員の一部をもって、部会を置くことができる。

- 2 特に必要があると認めたときは、部会に審議会委員以外の委員を置くことができる。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを決める。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、審議結果を審議会に報告する。
- 5 部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則としてこれを公開する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民局コミュニティ推進部市民公益活動推進課において行う。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月14日から施行する。

福岡市市民公益活動推進審議会傍聴要綱

(傍聴の手続)

第1条 福岡市市民公益活動推進審議会の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、開催の10分前までに、整理番号票（別記様式）の交付を受けなければならない。

(入場の制限)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。

- (1) 酒気を帶びていると認められるもの
- (2) ポスター、ビラ、拡声器等会議の妨害となると認められる物品を携帯しているもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められるもの

(傍聴人の遵守事項)

第3条 傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等をすること。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙をすること。
- (5) たすき等を着用し、又はプラカードを掲げる等示威的行為をすること。
- (6) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器を使用すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をすること。

(撮影等の禁止)

第4条 傍聴人は、傍聴席において、写真等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りでない。

(退 場)

第5条 傍聴人は、会長から退場を命じられたときは、速かに退場しなければならない。

(その他の指示)

第6条 この要綱に定めるもののほか、傍聴人は会長の指示に従わなければならぬ。

附 則

この要綱は、平成17年6月28日から施行する。

この要綱は、平成22年8月10日から施行する。

年　月　日
福岡市市民公益活動推進審議会

整 理 番 号 票

No._____

傍聴者は、会議の開催中この整理票を携行し、
係員の求めに応じて提示してください。